

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年9月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月から50年3月まで

私は、昭和50年4月に結婚したが、申立期間の国民年金保険料については、結婚直後に義母が一括して納付してくれた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の夫、義父及び申立人の国民年金保険料を納付していたとする義母は、国民年金加入期間について、申立期間を含めて国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人の家族の納付意識は高かったと認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和50年6月時点において、申立期間の国民年金保険料を過年度納付することが可能であった上、申立人の夫が所持する国民年金手帳によると、45年1月から同年3月までの国民年金保険料が同年6月27日付けで過年度納付されていることが確認できることから、申立人の夫の国民年金保険料も納付していたとする申立人の義母は、50年6月当時、過年度納付についての理解があったと考えられる。

さらに、申立期間に係る国民年金保険料の納付について、義母及び夫とのやりとりに係る申立人の記憶は鮮明である上、申立人は、「義母が、A市区町村役場（現在は、B市区町村役場）において加入手続きを行い、郵便局で申立期間の保険料を納付した。」と供述しているところ、B市区町村への照会結果によると、「A市区町村の国民年金に係る取扱いとして、加

入手続の際、過去の未納保険料について説明を行っていたと思われる。また、過年度納付書を作成し、郵便局で納付してもらっていた。」とすることから、申立人の供述内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成12年3月27日に、資格喪失日に係る記録を同年5月18日とし、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年3月27日から同年5月18日まで

私は、A社において、平成12年3月下旬から同年5月途中まで勤務し、当時の給与明細書を見ても厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、同社での厚生年金保険加入記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録では、平成12年4月1日から同年5月17日までの期間において申立事業所に勤務していたこととなっている。

しかしながら、申立人は「前に勤めていた会社を退職後すぐの平成12年3月下旬ごろからA社に勤務していた。」と申し立てしているところ、申立人の雇用保険の被保険者記録において、申立人が申立期間前に勤務していたとする事業所に係る平成12年3月26日までの期間における記録が確認できる。

また、A社は、申立人が所持する平成12年4月分及び同年5月分の給与明細書から、それぞれ厚生年金保険料が控除されていることが確認できることについて「給与明細書は、当社が発行したものである。給与は日割計算で、毎月15日に締め切り、25日に支給していた。」と供述しているが、当該給与明細書を検証したところ、同年3月分の出勤日数が、同年4月分の給与額算出に計上されていることが推認できることから、申立人の同年

3月分の厚生年金保険料が同年4月分の給与から控除され、同年4月分の厚生年金保険料が同年5月分の給与から、それぞれ事業主により控除されていたことが認められる。

さらに、オンライン記録から、申立人の国民年金について、平成12年2月分及び同年3月分の国民年金保険料が、14年5月31日付けで還付されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立事業所において厚生年金保険被保険者資格を平成12年3月27日に取得し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成12年4月分及び同年5月分の給与明細書の保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所に係る被保険者縦覧照会回答票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成12年3月及び同年4月の保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

徳島厚生年金 事案330

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間のうち昭和49年6月に係る標準報酬月額は、8万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、昭和49年6月の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月21日から平成16年4月21日まで

私はA社で勤務していたが、勤務当時の給与支給明細を見ると、実際の支給額に比べて厚生年金保険の標準報酬月額が低くなっている。調査の上、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間のうち、昭和49年6月の標準報酬月額については、給与支給明細において確認できる保険料控除額から、8万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る標準報酬月額8万円に基づく昭和49年6月分の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

3 一方、申立期間のうち、昭和46年11月から47年6月までの期間、同年9月から49年5月までの期間、同年7月から50年1月までの期間、同年4月、同年6月、同年9月から51年2月までの期間及び平成8年12月から16年3月までの期間については、申立人から提出された給与支給明細又は申立事業所が保管する給与台帳により確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額が、社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額を超えていないことが確認できることから、事業主は、当該期間に係る申立人の給与において、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除していたものと認められる。

また、申立期間のうち、昭和47年7月及び同年8月、50年2月及び同年3月、同年5月、同年7月及び同年8月並びに51年3月から平成8年11月までの期間については、申立人は、給与支給明細を所持していない上、当該事業所は、申立期間のうち、平成9年以降の給与台帳しか保管していないことから、当該給与台帳に記載されている以前の期間における厚生年金保険料の控除額等については分からないと回答していることから、当該期間における保険料控除額を確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち昭和49年6月を除く期間については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

徳島厚生年金 事案331

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年3月25日から37年12月21日まで

社会保険事務所（当時）に対し、厚生年金保険被保険者期間の照会をしたところ、申立期間について、昭和38年5月7日に脱退手当金が支給済みとなっている旨の回答があった。

私は、申立期間当時、新入社員の教育係として厚生年金保険への加入を指導する立場にあり、脱退手当金の支給申請を行っておらず、受領した記憶も無い。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性で、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和37年12月21日の前後2年以内に資格喪失した者27人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、23人に脱退手当金の支給記録が確認できる上、そのうち連絡先が把握できた一人は、「事業所が手続をしてくれたと思う。」と証言していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月半後に支給されているほか、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）へ回答し

たことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さのほうがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年3月から41年2月まで

私は中学校を卒業して以降、父や兄達と共に、A社の全国の現場で働いてきた。申立期間のうち、昭和32年3月から35年5月までの期間はA社B支店に、同年6月から37年8月までの期間は同社C支店に、同年9月から41年2月までの期間は同社D支店にそれぞれ勤務していた。父には、同社における厚生年金保険加入記録があるのに、私には無いことに納得がいかない。よく調べて記録を訂正してほしい

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の兄からの具体的供述から、申立人が、申立人の父親及び兄等とともに、申立事業所の各支店の業務に従事していたことは推認できる。

しかし、申立人が申立期間当時一緒に働いていたとする申立人の父親、兄、元夫及び同僚（二人）の計5人のうち、申立期間について、申立事業所の各支店における厚生年金保険加入記録がそれぞれ確認できるのは、申立人の父親のみであり、他の4人に加入記録は無い。

また、申立事業所は、「申立人が一緒に働いていたとする申立人の父親は、「工長」という職に付いており、工長自身は会社に雇用されているが、自身で募集してきた作業員を使用し、半ば請負のような形で現場の作業に従事しており、工長自身は社会保険に加入しているが、その配下の作業員は加入していないケースが多かったと思われる。」と供述している上、申立人の兄は、「当時、申立人と申立人の元夫を含む総勢10人ぐらいのグループで仕事をしていた。申立人の父親は申立事業所の社員であったが、他のメンバーはいずれも社員ではなかった。」と供述しているところ、申立

事業所が保管している職員カードにより、申立人の父親は、同社において昭和28年10月1日付けで「臨時嘱託工長」の職に就いた後、31年4月1日付けで正式に入社していることが確認できるが、申立人及び申立人の兄に係る職員カードは確認できない。

さらに、申立事業所の各支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票を確認しても、申立人の氏名等は確認できない。

加えて、E国民健康保険組合に照会したところ、申立期間当時の関連資料を保管していないことから、申立内容について確認することができず、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

徳島厚生年金 事案333

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年7月から30年3月まで

私は、昭和27年2月にA社の指名により、B社の社員となった。

同社で3年くらい勤務したのに、厚生年金保険加入記録が17か月しか無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に登載されている同僚のうち、連絡先が把握できた11人に当時の状況を聴取した結果、i) 申立人が資格喪失する前に資格取得した同僚二人からは、「申立人が退職したのは昭和28年ごろだったと思う。」、「申立人は申立事業所に3年もいなかったと思う。」との供述があり、ii) 申立人が資格喪失した後に資格取得した5人からは、「自分が入社したとき、申立人は申立事業所に在籍していなかった。」との供述があり、そのうちの一人が、昭和28年9月28日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることから、申立人が申立期間のうち、同日以降について申立事業所に継続して勤務していたことをうかがわせる供述は得られない。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立事業所が新規適用事業所となった昭和27年2月2日から31年10月30日までに資格取得した健康保険番号のうち、申立人の氏名が確認できるのは、オンライン記録に収録されている期間と同様、27年2月2日資格取得、28年7月10日資格喪失の記録のみであり、ほかに申立人の氏名等はない。

さらに、B社の事業を引き継ぐC社に照会したところ、申立期間当時に係る人事記録等の関係資料が保管されていないことから、申立人の勤務実態等を確認することができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与か

ら控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年11月16日から28年11月1日まで
② 昭和29年9月1日から30年5月30日まで

私は、前の会社を昭和27年11月15日に退職し、翌日の同年同月16日にA社B支社に就職し、約2年6か月勤務した。社会保険庁（当時）の記録によると、私の同社における厚生年金保険加入記録は、昭和28年11月1日資格取得、29年9月1日資格喪失とされている。前後の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の具体的な供述から、申立人が少なくとも昭和28年11月以前から申立事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立人は「申立事業所のC業務募集によって採用され、現場でC業務として勤務した。」と供述しており、A社に照会したところ、「当時の社会保険適用等についての関係資料が無いため、詳細は不明だが、現場採用者の加入については、現場の判断によって行われていた。」と供述している上、同僚からは、「当時は本社採用者と現場採用者は厳格に区別されており、現場採用者は本社採用者と違って、すぐに社会保険には加入させていなかった。待遇面でもかなりの差があった。」との供述が得られた。

また、厚生年金保険被保険者名簿によると、申立事業所においては、申立人の厚生年金保険加入と同時に43人が厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるところ、申立人と同様に現場採用者である前述の同僚を含む複数の同僚の供述において、昭和28年11月1日より前から勤務していたにもかかわらず、同日に厚生年金保険被保険者資格

を取得していることが確認できることから、申立事業所は、当時、必ずしもすべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる上、申立期間①当時、申立事業所において現場採用された従業員については、採用時期にかかわらず、28年11月1日にまとめて厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたこともうかがえる。

さらに、申立人は、申立事業所に勤務し始めたころに現場近くで怪我をしたが、その際、健康保険被保険者証を所持していなかったため、全額実費で診療を受けたと供述している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 2 申立期間②については、申立事業所及び複数の同僚に照会しても、申立人が当該期間について申立事業所に継続して勤務していたことをうかがわせる供述は得られない。

また、申立人は、申立事業所からの業務命令を受けて、第27回衆議院総選挙（昭和30年2月15日告示、同年同月27日投票）の運動期間中に選挙カーのC業務に従事したと供述しているが、申立事業所及び複数の同僚に照会しても、申立人が選挙運動に参加していたこと及び当時、申立事業所の指示により選挙運動に参加することがあったことをうかがわせる供述は得られない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年1月ごろから23年4月1日まで
私は、A事業所において、昭和21年1月ごろからA事業所がB事業所へと名称変更する23年3月末まで理事として勤務していた。
厚生年金保険にも加入していたと思うので、調査の上、申立期間について被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所に係る商業登記簿により、申立人が申立事業所において、昭和22年3月30日から同事業所が解散する23年8月27日までの期間、理事を務めていたことは確認できる。

しかしながら、健康保険厚生年金保険事業所原簿によると、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所であることが確認できない上、申立事業所は既に解散し、当時の人事記録等関係資料を確認することはできず、申立事業所の事業等を引き継いだと推認されるC事業所は、「当時の事情を知る者がおらず、資料も引き継いでいないため、当時の状況は不明である。」と回答するなど、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関係資料等は得られない。

また、申立人が記憶する同僚のうち、オンライン記録において氏名が確認できる者は一人だけであるが、当該同僚が厚生年金保険の資格を取得したのは昭和45年4月1日であり、これ以前の厚生年金保険被保険者記録を確認することができない上、当該同僚は既に亡くなっていることから、申立期間当時の状況を確認することができない。

さらに、オンライン記録において、申立事業所に係る商業登記簿において確認できる理事等役員（申立人及び当該同僚を除く）計28人すべてについて、当時、厚生年金保険の被保険者であった記録は確認できない。

加えて、申立人が「A事業所は、B事業所へと名称変更したが、事業所及び職員はそのまま引き継いだ。B事業所においても理事を務めた。」と供述しているところ、商業登記簿から、申立人がB事業所において、昭和26年2月26日から28年3月2日までの期間、理事を務めていたことが確認できる。

社会保険事務所（当時）の記録によると、B事業所は、昭和28年6月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当していることが確認できるところ、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において当該事業所が適用事業所に該当した同日から厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる者に照会したところ、複数の者が、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当する前から勤務しており、「A事業所に勤務したことはなく、申立人のことは知らない。厚生年金保険料の控除については、記憶していない。」と供述しており、申立人と同様、A事業所に勤務した後、B事業所においても勤務していた同僚も、「申立人がA事業所に勤務していたことは記憶しているが、期間等詳細については覚えておらず、A事業所における厚生年金保険料の控除等は記憶にない。」と供述しており、A事業所及びB事業所のいずれにおいても、申立人に係る厚生年金保険料控除をうかがわせる供述等も得られない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。